

【防災情報】 地震による防災情報(第6報)

令和3年2月13日(土) 23時08分頃に発生した福島県沖を震源とする地震により、仙台河川国道事務所管内においては震度6弱が観測されたため、災害対策支部(非常体制)を設置して対応にあたっておりましたが、海岸について詳細な点検が完了し、重大な被害が無いことを確認したことから「災害対策支部(海岸)を注意体制に移行します。なお、道路については体制を継続しております。」

1. 仙台河川国道事務所の体制

災害対策支部	非常体制	令和3年2月13日(土) 23:08
	注意体制(道路)	令和3年2月14日(日) 3:30
	注意体制(海岸)	令和3年2月19日(金) 15:00

2. 所管施設の状況

海岸施設 2月19日(金) 15:00 詳細点検が完了し、重大な被害はありませんでした。
※今後、復旧については順次実施予定です。

〈発表記者会:宮城県政記者会、東北専門記者会〉

お問い合わせ先



国土交通省

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

TEL 022(248)4131(代表)

さいとう まさみち

副所長(河川、海岸)

齊藤 正道 (内線204)

【参考】仙台河川国道事務所 災害対策支部体制状況

令和3年2月19日(金)15時00分現在における仙台河川国道事務所の災害対策支部の体制は以下のとおりです。

注意体制	警戒体制	非常体制
河川 令和3年2月14日 13時10分	河川	河川 令和3年2月13日 23時08分
道路 令和3年2月14日 3時30分	道路	道路 令和3年2月13日 23時08分
海岸 令和3年2月19日 15時00分	海岸 令和3年2月14日 13時10分	海岸 令和3年2月13日 23時08分
支援	支援	支援